

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称
令和3年度 丹波篠山市公契約審議会
- 2 会議の開催日時
令和3年11月24日（水曜日）16時00分から17時30分まで
*傍聴の受付時間（15時50分から16時00分まで）
- 3 開催場所
丹波篠山市役所 本庁舎3階 301会議室
- 4 会議に出席した者の氏名
 - (1) 委員 東泰弘会長、川嶋将太委員、源信司委員、中井雅人委員、上田幸孝委員
中西肇委員、岡田政光委員、酒井扶美委員、大槻智美委員
欠席者 小山辰彦委員
 - (2) 執行機関 藤本行政経営部長、西田管財契約課長、尾形管財契約課長補佐兼契約係長
山本契約係主事
- 5 傍聴人の数 0人
- 6 議題及び会議の公開・非公開
事務局からの資料説明。会議は公開する。
- 7 会議資料の名称
丹波篠山市公契約審議会
- 8 審議の概要
 - ・議事
 - (1) 委員紹介
 - (2) 前回議事録の確認
 - (3) アンケート調査結果報告
 - (4) 対象案件の説明
 - (5) 報告書等の提出状況及び内容

・議事

(1) 委員紹介（自己紹介）

質疑等なし

(2) 前回議事録の確認

質疑等なし

(3) アンケート調査結果報告

A委員 前回と今回の対象工事における下請業者の資料では、市内業者数が少ないのに、アンケート結果では市内業者を使っているという回答が多く見受けられるが、資料にない業者にもアンケートを行ったということか。

事務局 報告にあがっている業者にアンケートを行った。

A委員 一人親方もアンケートを行ったか。

事務局 アンケートは、施工体系図にある下請業者に元請業者を通じて依頼したが、その中に一人親方の確認はしていない。

B委員 元請業者が下請業者を選ぶ際、市内業者を把握していないのか、あるいは市内業者を把握しながら市外業者を選んだのか。どういう回答が得られたか。

事務局 今回のアンケートに、その内容が入っていないのでわからないが、元請業者が市内業者の場合は、市内の下請業者や協力業者に依頼するが、市外業者の場合は、市内業者を熟知されていない回答が多かった。また、見積依頼で業者を選んでいるよりは、これまでのお付き合いなどで信頼のある協力業者に下請を依頼している回答が多かった。

B委員 入札結果が公表され、工事内容等確認して下請になりたい市内業者が元請業者に営業されることについて、今回のアンケートではわからないか。

事務局 今回のアンケートではわからない。

A委員 兵庫土建に問い合わせや、見積依頼があったという情報はいいのか。

C委員 ない。私たちは零細なので、大きな案件に関しては、ある程度人数をそろえた事業所へ依頼されると思う。

D委員 私も大きな案件からの下請依頼はほとんどないので、こちらから、元請業者にアプローチする。そもそも下請契約を行う場合は、落札前に付合いのある業者から見積を取っている。そうでないと、見積書が作成できないので入札できない。市内外関係なく今まで信頼してきた1社の見積を計上して入札するのが通常であると考え。丹波篠山市と丹波市を比べれば、丹波市は競争意識が高いので、丹波市の業者の見積のほうがいくらか安いので、市内で大きな工事をとっても、下請業者は丹波市の業者を使うケースがみられる。

E委員 建築の場合、落札した瞬間に他の業者から営業の電話がかかってくる。落札者以外の業者に下請見積した業者から、見積価格を比べてくれないかといった問い合わせがあった。入札が終わるとインターネットで情報が出てくるので、いろんな業者

から営業の問い合わせがあった。

C委員 工事費を積算するにあたって積算業者に依頼する場合がある。一定規模以上の工事の落札情報は、その積算業者を通して情報提供されることはある。

A委員 この条例は、努力義務であるが市内業者の優先的な発注が前提の入札であるから、見積価格が高いから市内業者を使わないのではなく、努力したところを見せてもらわないと、条例を作った意味がない。せめて下請業者20社あれば1割以上市内業者でないとおかしいと思う。市内業者が市内の仕事をするを目的として作った条例であるから、ある程度市内業者も頑張らないといけないが、受注業者は、公契約条例の趣旨を契約時にしっかりと把握して市内業者に見積をしてもらう。契約時に条例の趣旨をしっかりと把握していかないと、知らなかったではいつまで経っても市内業者が使ってもらえない。そうなると公契約条例は、生きたものにならない。

会 長 今回のアンケート結果からすると、市内業者への優先依頼に関する条例の効果がなく、結局市内業者は従来と変わらない形でしか参入されていない。その現状をどのように変えていくかについては、事務局が考えたアンケート調査結果報告に書かれた対策のうち、まずは【1】下請契約の市内事業者への優先依頼の対策と【3】公契約条例に関する趣旨等の周知対策の2つの対策を進めていくことが必要だと思う。事務局の対策案について、意見があれば発言いただき、事務局で今後の対策を整理することを考えるがその点いかがか。

F委員 今回初めて審議会に参加し、十分な内容がわからない中での質問だが、この公契約審議会は、他市にもあるのか、またその審議会をどう運用しているのか。

会 長 県内自治体うち、公契約条例を制定している数とそのうち審議会を設置している自治体がどれくらいあるか。

C委員 公契約条例は、県内では加西市、加東市、三木市、尼崎市、丹波篠山市の5市ある。加西市、加東市、三木市の3市は、賃金条項がある下限額明記型の公契約条例で、尼崎市と丹波篠山市の2市は、賃金条項がない理念型の公契約条例と言われている。賃金条項がある市は、毎年1回下限額の設定で審議する会を設けている。賃金下限額は、設計労務単価の80～85%に合致しているかを精査している。それと委託業者や指定管理者の最低賃金の報告をされている。尼崎市は審議会のことはあまり聞いていない。

事務局 尼崎市は、審議会は設定されていないと聞く。他市については、C委員からの説明のとおりである。

D委員 条例の趣旨が絵に描いた餅にならないように、例えば、市内業者を下請業者として使った業者は、工事成績の点数に加算されるなど、市内業者を優先的に使うことがポイントアップされる仕組みがあれば、いくらかは優先の取り組みが広がるのでないか。

会 長 公契約条例が施行されても、実務が変わらなければ、作った意味がない。そのあたりの対策を今後どう条例に活かせるかを、適宜事務局に意見をいただきたい。今

の段階ではアンケート調査結果報告については、これくらいでよいか。

各委員 意見なし。

(4) 対象案件の説明及び(5) 報告書等の提出状況及び内容

D委員 6ページの3番の案件は、市内業者が元請業者になっているが、現場を見ると市内業者でない業者がいた。市内業者が入らないのはもったいない。市内業者が受注した場合は、口頭でもお願いして市内業者を使ってくださいと事務局からも言ってもらいたい。

F委員 6ページの2番、篠山東中学校大規模改修工事の下請業者最低賃金単価も見ると、909円になっているが、930円に上がるという確認は取れているのか。

事務局 はい、確認している。

F委員 日付が10月末現在となっているので、訂正したほうが良いのではないか。

事務局 議事内容説明資料14ページ②の番号1の下請業者について、括弧書きで令和3年10月以降の賃金単価937円を記載しているが、6ページには、その記載が漏れていたなので、訂正をお願いしたい。

B委員 14ページの③については、下請業者の報告がないが、今後報告書が提出されるのか。

事務局 今後、下請契約されれば、報告書の提出があると考えます。

会長 意見がないのであれば、本日の議事はこれで終了とするがよいか。

各委員 意見なし。

会長 次第3、次回審議会の日程について、いつごろの予定か。

事務局 次回の日程は、来年の11月頃を予定している。また、令和4年3月に委員任期満了になり、委員の皆様には引き続き公契約委員としてお世話になりたいが、委員継続かどうかの意向も確認していきたい。

会長 次回審議会日程は、委員任期の関係も含めて事務局から後日改めて連絡させていただく。この審議会は、年1回の開催だが、今日のようにアンケート結果の報告をこの場で聞いて、その場ですぐに委員として建設的な意見を述べることは難しいと思うが、審議会の開催についての意見があればお願いしたい。とりあえずは、1年間事務局で条例が有効に働くように取り組み、その結果について、次回の審議会で確認したうえで、審議会としてこの公契約条例をどう活かすかということと、開催回数や時期等の審議会の進め方についても、合わせて検討いただくことでよいか。

各委員 はい。

会長 それでは、委員任期について事務局を通じて連絡させていただき、引き続きお世話になれたらと思うので、よろしくお願ひしたい。丹波篠山市公契約審議회를これで終了とする。